

【I－5 多様な働き方を踏まえた評価の拡充－③】

③ 感染対策向上加算等における専従要件の明確化

第1 基本的な考え方

感染対策等の専門的な知見を有する者が、介護保険施設等からの求めに応じてその専門性に基づく助言を行えるようにする観点から、感染対策向上加算等のチームの構成員の専従業務に当該助言が含まれることを明確化する。

第2 具体的な内容

感染対策向上加算、緩和ケア診療加算、外来緩和ケア管理料及び褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準で求める各チームに専従の者は、各加算等で求めるチーム構成員としての業務に影響のない範囲において、介護保険施設等からの求めに応じて当該構成員の専門性に基づく助言を行っても差し支えないととする。

改 定 案	現 行
<p>【感染対策向上加算】 [施設基準]</p> <p>1 感染対策向上加算1の施設基準 (2) 感染防止対策部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。 ア～エ (略) アに定める医師又はイに定める看護師のうち1名は専従であること。なお、感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合、感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合及び</p>	<p>【感染対策向上加算】 [施設基準]</p> <p>1 感染対策向上加算1の施設基準 (2) 感染防止対策部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。 ア～エ (略) アに定める医師又はイに定める看護師のうち1名は専従であること。なお、感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合及び感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合</p>

<p><u>介護保険施設等又は指定障害者支援施設等（以下この区分において「介護保険施設等」という。）からの求めに応じ、当該介護保険施設等に対する助言に係る業務を行う場合には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月10時間以下であること。また、介護保険施設等は次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>イ 指定介護老人福祉施設</u> <u>ロ 指定地域密着型介護老人福祉施設</u> <u>ハ 介護老人保健施設</u> <u>ニ 介護医療院</u> <u>ホ 指定特定施設入居者生活介護事業所</u> <u>ヘ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所</u> <u>ト 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所</u> <u>チ 指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> <u>リ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u> <u>ヌ 指定障害者支援施設</u> <u>ル 指定共同生活援助事業所</u> <u>ヲ 指定福祉型障害児入所施設</u></p> <p>(中略)</p>	<p>には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる。 (中略)</p>
<p>【緩和ケア診療加算】 [施設基準]</p> <p>1 緩和ケア診療加算に関する施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に、以下の4名から構成される緩和ケアに係るチーム（以下「緩和ケアチーム」という。）が設置されていること。</p> <p>ア 身体症状の緩和を担当する</p>	<p>【緩和ケア診療加算】 [施設基準]</p> <p>1 緩和ケア診療加算に関する施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に、以下の4名から構成される緩和ケアに係るチーム（以下「緩和ケアチーム」という。）が設置されていること。</p> <p>ア 身体症状の緩和を担当する</p>

<p>専任の常勤医師</p> <p>イ 精神症状の緩和を担当する 専任の常勤医師</p> <p>ウ 緩和ケアの経験を有する専任の常勤看護師</p> <p>エ 緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師</p> <p>なお、アからエまでのうちいずれか1人は専従であること。ただし、緩和ケアチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) (1)の緩和ケアチームの専従の職員について、介護保険施設等からの求めに応じ、当該介護保険施設等において緩和ケアの専門性に基づく助言を行う場合には、緩和ケアチームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月10時間以下であること。</u></p> <p><u>(4)～(14) (略)</u></p> <p>※ 外来緩和ケア管理料も同様。</p>	<p>専任の常勤医師</p> <p>イ 精神症状の緩和を担当する 専任の常勤医師</p> <p>ウ 緩和ケアの経験を有する専任の常勤看護師</p> <p>エ 緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師</p> <p>なお、アからエまでのうちいずれか1人は専従であること。ただし、緩和ケアチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)～(13) (略)</u></p>
<p>【褥瘡ハイリスク患者ケア加算】</p> <p>[施設基準]</p> <p>1 褥瘡ハイリスク患者ケア加算に関する施設基準</p> <p>(2) 褥瘡管理者は、その特性に鑑みて、褥瘡ハイリスク患者ケア加算を算定すべき患者の管理等に影響のない範囲において、オストミー・失禁のケアを行う場合又は介護保険施設等からの求めに応じ、当該介護保険施設等において褥瘡管理の専門性に基づく助言を行う場合には、専従の褥瘡管理者とみなすことができる。ただ</p>	<p>【褥瘡ハイリスク患者ケア加算】</p> <p>[施設基準]</p> <p>1 褥瘡ハイリスク患者ケア加算に関する施設基準</p> <p>(2) 褥瘡管理者は、その特性に鑑みて、褥瘡ハイリスク患者ケア加算を算定すべき患者の管理等に影響のない範囲において、オストミー・失禁のケアを行う場合には、専従の褥瘡管理者とみなすことができる。</p>

し、介護保険施設等に赴いて行う
助言に携わる時間は、原則として
月10時間以下であること。

【II-6 新興感染症等に対応できる地域における医療提供体制の構築に向けた取組一

①】

① 感染対策向上加算の見直し

第1 基本的な考え方

新興感染症発生・まん延時への備えを評価するとともに、感染対策における介護保険施設等との連携を推進する観点から、感染対策向上加算について、要件を見直す。

第2 具体的な内容

1. 感染対策向上加算1～3の施設基準における新興感染症発生時の対応に係る要件について、第8次医療計画における協定締結の類型に合わせた見直しを行う。
2. 感染対策向上加算1における感染制御チームの医師又は看護師の専従要件について、連携する介護保険施設等に対する感染対策に関する助言の必要性を踏まえた見直しを行う。また、介護保険施設等から依頼のあった場合に、現地に赴いての感染対策に関する助言を行うこと及び院内研修を合同で開催することが望ましいことを要件に追加する。

改 定 案	現 行
<p>【感染対策向上加算】</p> <p>[施設基準]</p> <p>二十九の二 感染対策向上加算の施設基準等</p> <p>(1) 感染対策向上加算1の施設基準イ～ハ (略)</p> <p>二 感染防止対策につき、感染対策向上加算2又は感染対策向上加算3に係る届出を行っている保険医療機関等と連携していること。</p> <p>ホ 介護保険施設等又は指定障害者支援施設等と協力が可能な体制をとっていること。</p> <p>ヘ・ト (略)</p> <p>(2) 感染対策向上加算2の施設基準</p>	<p>【感染対策向上加算】</p> <p>[施設基準]</p> <p>二十九の二 感染対策向上加算の施設基準等</p> <p>(1) 感染対策向上加算1の施設基準イ～ハ (略)</p> <p>二 感染防止対策につき、感染対策向上加算2又は感染対策向上加算3に係る届出を行っている保険医療機関等と連携していること。</p> <p>(新設)</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>(2) 感染対策向上加算2の施設基準</p>

<p>イ～ニ (略) <u>木</u> (1)の木を満たしていること。 (3) 感染対策向上加算 3 の施設基準 イ～ニ (略) <u>木</u> (1)の木を満たしていること。</p> <p>第21 感染対策向上加算</p> <p>1 感染対策向上加算 1 の施設基準 (2) 感染防止対策部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>アに定める医師又はイに定める看護師のうち 1 名は専従であること。なお、感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合、感染対策向上加算 2、感染対策向上加算 3 又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合及び介護保険施設等又は指定障害者支援施設等（以下この区分において「介護保険施設等」という。）からの求めに応じ、当該介護保険施設等に対する助言に係る業務を行う場合は、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月 10 時間以下であること。また、介護保険施設等は次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 指定介護老人福祉施設 ロ 指定地域密着型介護老人 福祉施設 ハ 介護老人保健施設 ニ 介護医療院 ホ 指定特定施設入居者生活</p>	<p>イ～ニ (略) (新設) (3) 感染対策向上加算 3 の施設基準 イ～ニ (略) (新設)</p> <p>第21 感染対策向上加算</p> <p>1 感染対策向上加算 1 の施設基準 (2) 感染防止対策部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>アに定める医師又はイに定める看護師のうち 1 名は専従であること。なお、感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合及び感染対策向上加算 2、感染対策向上加算 3 又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができ る。</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p><u>介護事業所</u></p> <p>ヘ 指定地域密着型特定施設 <u>入居者生活介護事業所</u></p> <p>ト 指定介護予防特定施設入 <u>居者生活介護事業所</u></p> <p>チ 指定認知症対応型共同生 <u>活介護事業所</u></p> <p>リ 指定介護予防認知症対応 <u>型共同生活介護事業所</u></p> <p>ヌ 指定障害者支援施設</p> <p>ル 指定共同生活援助事業所</p> <p>ヲ 指定福祉型障害児入所施 設</p> <p>(中略)</p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>(16) 感染症法第38条第2項の規定 <u>に基づき都道府県知事の指定を 受けている第一種協定指定医療 機関であること。</u></p> <p>(17)～(23) (略)</p> <p>(24) 介護保険施設等から求めがあ <u>った場合には、当該施設等に赴 いての実地指導等、感染対策に 関する助言を行うとともに、 (6)の院内感染対策に関する研 修を介護保険施設等と合同で実 施することが望ましい。</u></p> <p>2 感染対策向上加算2の施設基準</p> <p>(14) 感染症法第38条第2項の規定 <u>に基づき都道府県知事の指定を 受けている第一種協定指定医療 機関であること。</u></p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>(18) 介護保険施設等から求めがあ <u>った場合には、当該施設等に赴 いての実地指導等、感染対策に 関する助言を行うとともに、 (7)の院内感染対策に関する研 修を介護保険施設等と合同で実</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>(16) 新興感染症の発生時等に、都 道府県等の要請を受けて感染 症患者を受け入れる体制を有 し、そのことを自治体のホー ムページにより公開してい ること。</p> <p>(17)～(23) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 感染対策向上加算2の施設基準</p> <p>(14) 新興感染症の発生時等に、都 道府県等の要請を受けて感染症 患者又は疑い患者を受け入れる 体制を有し、そのことを自治体 のホームページにより公開して いること。</p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>(新規)</p>
---	---

<p><u>施することが望ましい。</u></p> <p>3 感染対策向上加算 3 の施設基準</p> <p>(14) <u>感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関又は同項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）若しくは第36条の3第1項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）であること。</u></p> <p>(15)～(17) （略）</p> <p>(18) <u>介護保険施設等から求めがあった場合には、当該施設等に赴いての実地指導等、感染対策に関する助言を行うことが望ましい。なお、助言に当たっては、(7)の院内感染対策に関する研修を介護保険施設等と合同で実施することが望ましい。</u></p>	<p>3 感染対策向上加算 3 の施設基準</p> <p>(14) <u>新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて感染症患者若しくは疑い患者を受け入れる体制又は発熱患者の診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体のホームページにより公開していること。</u></p> <p>(15)～(17) （略） (新設)</p>
--	--

[経過措置]

令和6年3月31日において現に感染対策向上加算1、2又は3の届出を行っている保険医療機関については、令和6年12月31日までの間に限り、それぞれ1(16)、2(14)又は3(14)の基準を満たしているものとみなす。

【Ⅱ－6 新興感染症等に対応できる地域における医療提供体制の構築に向けた取組一
②】

(2) 外来感染対策向上加算の見直し

第1 基本的な考え方

第8次医療計画における新興感染症発生・まん延時に備え、外来における適切な感染管理の下での発熱患者等への対応を更に推進する観点から、外来感染対策向上加算について要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 外来感染対策向上加算について、要件の見直しを行うとともに、当該加算の届出を行う保険医療機関において、適切な感染防止対策を講じた上で発熱患者等の診療を行った場合の加算を新設する。
2. 外来感染対策向上加算の施設基準における新興感染症発生時の対応に係る要件について、第8次医療計画における協定締結の類型に合わせて内容を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【外来感染対策向上加算】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注 11 組織的な感染防止対策につき 別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険 医療機関（診療所に限る。）にお いて初診を行った場合は、外来 感染対策向上加算として、月 1 回に限り 6 点を所定点数に加算 する。<u>ただし、発熱その他感染 症を疑わせるような症状を呈す る患者に対して適切な感染防止 対策を講じた上で初診を行った 場合については、発熱患者等対 応加算として、月 1 回に限り 20 点を更に所定点数に加算する。</u></p>	<p>【外来感染対策向上加算】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注 11 組織的な感染防止対策につき 別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険 医療機関（診療所に限る。）にお いて初診を行った場合は、外来 感染対策向上加算として、月 1 回に限り 6 点を所定点数に加算 する。</p>
<p>[施設基準]</p> <p>三の三 医科初診料及び医科再診料 の外来感染対策向上加算の施設基準</p>	<p>[施設基準]</p> <p>三の三 医科初診料及び医科再診料 の外来感染対策向上加算の施設基準</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制及び感染症の患者を適切に診療する体制が整備されていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>1 外来感染対策向上加算に関する施設基準</p> <p>(1) ~ (12) (略)</p> <p>(13) <u>当該医療機関の外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他の感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受け入れを行う旨を公表し、受け入れを行うために必要な感染防止対策として発熱患者の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること。</u></p> <p>(14) <u>感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）であること。</u></p> <p>(15) ~ (17) (略)</p> <p>(18) <u>感染症から回復した患者の罹患後症状が持続している場合に、当該患者の診療について必要に応じて精密検査が可能な体制又は専門医への紹介が可能な連携体制があることが望ましいこと。</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>[経過措置] 令和6年3月31日において現に外来感染対策向上加算の届出を行っている保険医療機関については、令和6年12月31日までの間に限り、1</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>1 外来感染対策向上加算に関する施設基準</p> <p>(1) ~ (12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(13) <u>新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体のホームページにより公開していること。</u></p> <p>(14) ~ (16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(17) (略)</p> <p>[経過措置] (新設)</p>
--	--

の(14)の基準を満たしているものとみなす。

※ 再診料、医学管理料等のうち外
来感染対策向上加算の対象となる
もの及び精神科訪問看護・指導料
における外来感染対策向上加算に
ついても同様。

【在宅医療】

[算定要件]

通則

5 組織的な感染防止対策につき
区分番号A000に掲げる初診
料の注11及び区分番号A001
に掲げる再診料の注15に規定す
る別に厚生労働大臣が定める施
設基準に適合しているものとし
て地方厚生局長等に届け出た保
険医療機関（診療所に限る。）に
おいて、第1節の各区分に掲げ
る在宅患者診療・指導料のうち
次に掲げるものを算定した場合
は、外来感染対策向上加算とし
て、月1回に限り6点を所定点
数に加算する。ただし、発熱そ
の他感染症を疑わせるような症
状を呈する患者に対して適切な
感染防止対策を講じた上で診療
を行った場合については、発熱
患者等対応加算として、月1回
に限り20点を更に所定点数に加
算する。この場合において、区
分番号A000に掲げる初診料
の注11、区分番号A001に掲
げる再診料の注15、第1部の通
則第3号又は区分番号I012に掲
げる精神科訪問看護・指導
料の注13にそれぞれ規定する外
来感染対策向上加算を算定した
月は、別に算定できない。

6・7 (略)

【在宅医療】

[算定要件]

通則

5 組織的な感染防止対策につき
区分番号A000に掲げる初診
料の注11及び区分番号A001
に掲げる再診料の注15に規定す
る別に厚生労働大臣が定める施
設基準に適合しているものとし
て地方厚生局長等に届け出た保
険医療機関（診療所に限る。）に
おいて、第1節の各区分に掲げ
る在宅患者診療・指導料のうち
次に掲げるものを算定した場合
は、外来感染対策向上加算とし
て、月1回に限り6点を所定点
数に加算する。この場合におい
て、区分番号A000に掲げる
初診料の注11、区分番号A00
1に掲げる再診料の注15、第1
部の通則第3号又は区分番号I
012に掲げる精神科訪問看
護・指導料の注13にそれぞれ規
定する外来感染対策向上加算を
算定した月は、別に算定できな
い。

6・7 (略)

【Ⅱ－6 新興感染症等に対応できる地域における医療提供体制の構築に向けた取組一
③】

③ 感染症の入院患者に対する感染対策及び個室管理の評価

第1 基本的な考え方

院内感染防止等の観点から感染対策が特に必要となる感染症の入院患者について、必要な感染管理及び個室管理を新たに評価する。

第2 具体的な内容

1. 感染症法上の三類感染症、四類感染症、五類感染症及び指定感染症に位置付けられる感染症の患者及び疑似症患者のうち感染対策が特に必要な患者を入院させて適切な感染管理を行った場合の加算を新設する。

(新)	<u>特定感染症入院医療管理加算（1日につき）</u>	
	<u>1 治療室の場合</u>	<u>200 点</u>
	<u>2 それ以外の場合</u>	<u>100 点</u>

[対象患者]

感染症法上の三類感染症の患者、四類感染症の患者、五類感染症の患者及び指定感染症の患者並びにそれらの疑似症患者のうち感染対策が特に必要なもの

[算定要件]

感染症法上の三類感染症の患者、四類感染症の患者、五類感染症の患者及び指定感染症の患者並びにそれらの疑似症患者のうち感染対策が特に必要なものに対して、適切な感染防止対策を実施した場合に、1入院に限り7日（当該感染症を他の患者に感染させるおそれが高いことが明らかであり、感染対策の必要性が特に認められる患者に対する場合を除く。）を限度として、算定する。ただし、疑似症患者については、初日に限り所定点数に加算する。

※ 感染対策が特に必要な患者については、次の感染症に感染した患者を想定。

（三類感染症、四類感染症、五類感染症及び指定感染症のうち、感染

対策が特に重要である感染症)

狂犬病、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、エムポックス、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、ニパウイルス感染症、ハンタウイルス肺症候群、ヘンドラウイルス感染症、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、後天性免疫不全症候群（ニューモシスチス肺炎に限る。）、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、RSウイルス感染症、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、感染性胃腸炎（病原体がノロウイルスであるものに限る。）、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。病原体がエンテロウイルスによるものに限る。）、新型コロナウイルス感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、水痘、先天性風しん症候群、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、無菌性髄膜炎（病原体がパルボウイルスB19によるものに限る。）、薬剤耐性アシнетバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症及び流行性耳下腺炎並びに感染症法上の指定感染症

2. 特定感染症入院医療管理加算の新設に伴い、二類感染症患者入院診療加算が算定可能な入院料の範囲を見直す。

改定案	現行
<p>【特定集中治療室管理料】</p> <p>注3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、特定集中治療室管理料に含まれるものとする。</p> <p>イ 入院基本料</p> <p>ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、<u>特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）</u>、地域加算、（中略）、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）</p>	<p>【特定集中治療室管理料】</p> <p>注3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、特定集中治療室管理料に含まれるものとする。</p> <p>イ 入院基本料</p> <p>ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア</p>

<p>ハ～チ (略)</p> <p>※ 救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料についても同様。</p>	<p>加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算 2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。） ハ～チ (略)</p>
---	--

3. 感染症法上の二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症に位置づけられる感染症であって、個室管理又は陰圧室管理の必要性が特に高い患者を個室又は陰圧室で管理した場合の評価の必要性を踏まえ、二類感染症患者療養環境特別加算について、名称を特定感染症患者療養環境特別加算に見直すとともに、対象となる感染症及び算定可能な入院料の範囲を見直す。

改定案	現行
<p>【特定感染症患者療養環境特別加算】 [算定要件] 注 保険医療機関に入院している患者であって、次に掲げる感染症の患者及びその疑似症患者のうち個室又は陰圧室に入院させる必要性が特に高い患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、特定感染症患者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、必要</p>	<p>【二類感染症患者療養環境特別加算】 [算定要件] 注 保険医療機関に入院している感染症法第6条第3項に規定する二類感染症に感染している患者及び同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者並びにそれらの疑似症患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、二類感染症患者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定</p>

<p>を認めて個室又は陰圧室に入院させた場合に、個室加算又は陰圧室加算として、それぞれ所定点数に加算する。<u>ただし、疑似症患者については、初日に限り所定点数に加算する。</u></p> <p><u>イ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症</u></p> <p><u>ロ 感染症法第6条第4項に規定する三類感染症</u></p> <p><u>ハ 感染症法第6条第5項に規定する四類感染症</u></p> <p><u>ニ 感染症法第6条第6項に規定する五類感染症</u></p> <p><u>ホ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症</u></p> <p><u>ヘ 愄染症法第6条第8項に規定する指定感染症</u></p> <p>(1) <u>特定感染症患者療養環境特別加算の対象となる者は、以下の感染症の患者及びそれらの疑似症患者であって、保険医が他者に感染させるおそれがあると認め、状態に応じて、個室または陰圧室に入院した者である。</u></p> <p>(個室加算の対象となる感染症)</p> <p><u>狂犬病、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、エムボックス、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、ニパウイルス感染症、ハンタウイルス肺症候群、Hendraウイルス感染症、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、麻疹、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、RSウイルス感染症、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染</u></p>	<p>している患者に限る。）について、必要を認めて個室又は陰圧室に入院させた場合に、個室加算又は陰圧室加算として、それぞれ所定点数に加算する。</p> <p>(1) <u>二類感染症患者療養環境特別加算の対象となる者は、感染症法第6条第3項に規定する二類感染症の疾患有する患者、新型インフルエンザの患者及びそれらの疑似症患者であって、保険医が他者に感染させるおそれがあると認め、状態に応じて、個室または陰圧室に入院した者である。</u></p> <p>(新設)</p>
--	--

症、感染性胃腸炎（病原体がノロウイルスであるものに限る。）、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。病原体がエンテロウイルスによるものに限る。）、新型コロナウイルス感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、水痘、先天性風しん症候群、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、無菌性髄膜炎（病原体がパルボウイルスB19によるものに限る。）、薬剤耐性アシнетバクター感染症、薬剤耐性綠膿菌感染症及び流行性耳下腺炎並びに感染症法第6条第3項に規定する二類感染症、同法同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同法同条第8項に規定する指定感染症

（陰圧室加算の対象となる感染症）
鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、麻しん、新型コロナウイルス感染症及び水痘並びに感染症法第6条第3項に規定する二類感染症、同法同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同法同条第8項に規定する指定感染症

【地域包括ケア病棟入院料】

注6 診療に係る費用（注3から注5まで及び注7に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、医療安全対策加算、（中略）、第11部麻酔並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、地域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケア病棟入院料2、地域包括ケア入院医療管理

（新設）

【地域包括ケア病棟入院料】

注6 診療に係る費用（注3から注5まで及び注7に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、（中略）、第11部麻酔並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、地域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケア病棟入院料2、地域包括ケア入院医療管理料2、地域包括ケア病棟入院料3、地

<p>料2、地域包括ケア病棟入院料 3、地域包括ケア入院医療管理料 料3、地域包括ケア病棟入院料 4及び地域包括ケア入院医療管理料4に含まれるものとする。</p> <p>※ 特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料、精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料、精神科地域包括ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料、地域移行強化病棟入院料及び特定機能病院リハビリテーション入院料についても同様。</p>	<p>域包括ケア入院医療管理料3、 地域包括ケア病棟入院料4及び 地域包括ケア入院医療管理料4に含まれるものとする。</p>
---	--

【Ⅱ－6 新興感染症等に対応できる地域における医療提供体制の構築に向けた取組一
⑥】

⑥ 連携強化加算（調剤基本料）の見直し

第1 基本的な考え方

薬局における新興感染症発生・まん延時に対応する体制整備の観点から、第二種協定指定医療機関の指定要件等を踏まえ、連携強化加算について、要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

連携強化加算について、改正感染症法の第二種協定指定医療機関の指定要件を踏まえて要件及び評価を見直すとともに、当該加算の地域支援体制加算の届出にかかる要件については求めないこととする。

改 定 案	現 行
<p>【調剤基本料】 [算定要件]</p> <p>注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤を行った場合は、連携強化加算として、<u>5点</u>を所定点数に加算する。<u>この場合において、注2に規定する特別調剤基本料Bを算定する保険薬局は当該加算を算定できない。また、区分番号00に掲げる特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において、別に厚生労働大臣が定める保険医療機関が医科点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及びA001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算又は区分番号A234-2に掲げる感染対策向上加算の届出を行った保険医療機関である場合においては算定できない。</u></p>	<p>【調剤基本料】 [算定要件]</p> <p>注6 <u>注5又は注12に該当する場合</u>であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤を行った場合は、連携強化加算として、<u>2点</u>を更に所定点数に加算する。</p>

<p>[施設基準]</p> <p><u>四の二 連携強化加算の施設基準</u></p> <p>(1) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する「第二種協定指定医療機関」として都道府県知事の指定を受けた保険薬局であること。</u></p> <p>(2) <u>災害の発生時等において、他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されていること。</u></p> <p>(3) <u>情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。</u></p> <p><u>四の三 調剤基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関</u></p> <p><u>当該保険薬局が特別調剤基本料Aを算定する場合の要件に係る保険医療機関であること。</u></p> <p>[経過措置]</p> <p><u>令和6年3月31において現に調剤基本料の連携強化加算の施設基準に係る届出を行っている保険薬局については、令和6年12月31までの間に限り、第十五の四の二の(1)の基準を満たしているものとみなす。</u></p>	<p>[施設基準]</p> <p><u>四の二 連携強化加算の施設基準（新設）</u></p> <p>他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されていること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[経過措置]</p> <p>(新設)</p>
---	---

- ※ 上記の改正に伴い、改正感染症法の第二種協定指定医療機関の指定要件を踏まえた算定要件について、特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）で下記の事項を規定予定。
 - 新型インフルエンザ等感染症等の発生時において自宅療養者等に対する調剤、オンライン又は訪問による服薬指導、薬剤等の交付等に対応する体制
 - 要指導医薬品・一般用医薬品、検査キット（体外診断用医薬品）の販売
 - オンライン服薬指導を行うための必要な通信環境、セキュリティ対応等
 - 以下の研修の実施
 - ・第二種協定指定医療機関の締結時に求められる新興感染症等の発生時における

る自宅・宿泊療養患者への対応に係る研修

・災害発生時における対応に係る研修

・オンライン服薬指導実施要領に基づく、必要な知識を習得するための研修

○地域の住民が薬局の体制を把握できるよう、災害や新興感染症発生時における対応体制の確保について、行政機関や薬剤師会を通じて公表・周知